

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

循環型社会推進課

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定

防災砂防課

### 【公告】

- 一般競争入札の実施

デジタル推進課

- 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請

農村振興課

- 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催の中止

都市計画課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

- ”

”

- ”

”

- ”

”

- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

### 【選挙管理委員会】

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

選挙管理委員会

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百五十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

令和三年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号イに規定する埋立地であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地の区域

一般廃棄物の埋立処分用に供された場所であつて廃止されたものに係る埋立地

(1) 総社市宿字立石一八七五番一の一部

(2) 総社市清音軽部字大谷九九九番三の一部、一九四〇番六の一部、無番地

二 備考

- 1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
- 2 一の区域については、令和三年三月十八日における行政区域その他の区域によつて表示されたものとする。



〔二二六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 1 調達内容

### (1) 調達件名

令和3年度岡山県全庁共通システム更新業務

### (2) 調達業務の特質等

入札説明書及び令和3年度岡山県全庁共通システム更新業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 契約期間

令和3年12月1日から令和8年11月30日

### (4) 履行場所

岡山県総務部デジタル推進課が指定する場所

### (5) 入札方法

入札金額は、借入物件の本体価格のほか、仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び運用保守料総額の60分の1に相当する金額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、令和3年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年岡山県告示第33号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAである者であること。

# 令和3年6月11日 岡山県公報 第12301号

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
  - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
  - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
  - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
  - (6) 賃貸借する物品について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており、当該名簿の営業種目が、「大分類：9その他、小分類：12レンタル・リース類」であり、そのランクが「A」である者をあらかじめ選定しておくこと。
  - (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。
- 3 競争入札参加資格審査の申請手続  
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
    - (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班  
電話 086-226-7264（直通）
    - (2) 申請書の提出期限  
令和3年6月21日（月） 正午
  - 4 入札手続等
    - (1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課システム管理班

電話 086-226-7266 (直通)

電子メールアドレス digital@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年6月11日(金)から同年6月25日(金)まで(県の休日(岡山県の休日)を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。ただし、交付場所に赴くことが困難な者については、郵送等での交付を行う。この場合は、個別に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡を行うこと。

また、入札説明書については岡山県総務部デジタル推進課のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>)からダウンロードすることもきる。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申込手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和3年6月11日(金)から同年7月2日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所と同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。)なお、持参する場合は、事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上、提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和3年7月21日(水) 午前10時00分

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の借入件名及び(1)の日時を記載したものに限る。）をもって令和3年7月20日（火）の午後5時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として見積もった契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規則第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間に岡山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 財務規則第130条第1項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

ウ 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらを全て誠実に履行し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければ

# 令和3年6月11日 岡山県公報 第12301号

ならない。この場合において、財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 8 その他

### (1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札参加申込書を提出した者は、契約担当者から当該書類に關し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

### (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

### (4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

### (1) Nature and quantity of the products to be leased :

General computer system for Common management for the Okayama Prefectural Government 1 set

### (2) Contract period :

From 1st December, 2021 through 30th November, 2026

### (3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

### (4) Time limit for tender :

10 : 00 AM 21th July, 2021

### (5) Contact point for notice :



令和3年6月11日 岡山県公報 第12301号

Digital promotion division, Department of General Affairs, Okayama  
Prefectural Government

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL : (086) 226-7266

# 令和3年6月11日 岡山県公報 第12301号

(二二七)農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構(公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団)から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和三年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	勝田郡勝央町美野字又四郎谷二六七番一	地目	畑	面積(平方メートル)	六、三五八
--------	--------------------	----	---	------------	-------

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となっている。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構(公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団)から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	令和三年八月一日	存続期間	権利の始期から令和十三年七月三十一日まで	借賃に相当する補償金の額	一一八、一六〇円	補償金の支払の方法	農地を利用する権利の始期までに岡山地方務局津山支局に供託する。
--------------	----------	------	----------------------	--------------	----------	-----------	---------------------------------

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等(農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。)は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

# 令和3年6月11日 岡山県公報 第12301号

令和三年六月二十五日（金）

2  
提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3  
記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

# 令和3年6月11日 岡山県公報 第12301号

〔二二八〕令和三年四月二十三日付けで公告した次の都市計画の案の作成に関する公聴会については、意見書の提出がなかったため、開催を中止する。

令和三年六月十一日

中止する公聴会

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

公聴会に係る都市計画の案	岡山県南広域都市計画道路の変 更
公聴会の日時	令和三年七月八日午前十時 から
公聴会の場所	都窪郡早島町前潟三 六〇―一 早島町役 場二階第一会議室

# 令和3年6月11日 岡山県公報 第12301号

〔二二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中原字横堤上八二八―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原七―四

横田 友子

三 許可番号

岡山県指令建指第四号

# 令和3年6月11日 岡山県公報 第12301号

〔二三〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町須恵二〇―四、三五、三六、六一、六二、六三、六四、六五―一、  
六七―一、一三三―一、一三三―一、一三三―一、一三五、一三六、二〇―四地先から二〇―五  
地先まで水、二〇―五の一部、六一地先から六五―一地先まで道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市真備町尾崎二―二  
株式会社 中本屋工務店  
代表取締役 岡田 博幸

三 許可番号

岡山県指令建指第三八六号

# 令和3年6月11日 岡山県公報 第12301号

〔二三一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字南国府東三八一―一、三八六―一、三八六―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社一七〇八―一 D二〇二

久家 諒

三 許可番号

岡山県指令建指第四一六号

# 令和3年6月11日 岡山県公報 第12301号

〔二三二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字鷺瀬九九―五、九九―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目七―一四 ソル・グレイスB棟一〇六

難波 知宏

三 許可番号

岡山県指令建指第四三七号



# 令和3年6月11日 岡山県公報 第12301号

〔二三三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年六月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町須恵二〇―四、三五、三六、六一、六二、六三、六四、六五―一、六七―一、一三三―一、一三三―一、一三三―一、一三五、一三六、二〇―四地先から二〇―五地先まで水、二〇―五の一部、六一地先から六五―一地先まで道

## 二 公共施設の種類

道路、公園、下水道

## 三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

## 四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市真備町尾崎二―二  
株式会社 中本屋工務店  
代表取締役 岡田 博幸

## 五 許可番号

岡山県指令建指第三八六号

◎岡山県選管告示第四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年六月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、四八二
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九六、七六二
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	八四、二六〇	数
高梁市	選挙区	八、三三四	数

# 令和3年6月11日 岡山県公報 第12301号

総社市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝田郡・津山市・苫田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、七七九	一五、一五六	一三、五四二	一六、七〇一	三五、九七九	一三四、三八七	四六、四四七	二六、三二八	四〇、三三八
	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
	五、三〇一	一二、七二九	八、〇九一	一二、八三二	一二、一四四	一〇、四五六	一三、六四三	八、二〇三